## 会議記録

会議名称	令和5年度第1回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和5年10月28日(土)午後3時00分~午後3時33分
会場	杉並区役所 中棟4階 第2委員会室
出席者	< 委員>     玉村会長、中田委員、安藤委員、大久保委員、村本委員、稲葉委員、     八木委員、奥村委員、真砂委員、中村委員、脇坂委員、山田委員、     市村委員、庄司委員、阿部委員、松村委員     〈区側〉     保健福祉部長、国保年金課長
配布資料	<ul> <li>・席次表</li> <li>・委員名簿</li> <li>・諮問文(写)</li> <li>・説明資料</li> <li>1 「出産被保険者の保険料減額」及び「出産保険者に関する届出」等についての具体的内容</li> <li>2 第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画(令和6年度~11年度)策定状況について</li> <li>3 杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画、第四期特定健康診査等実施計画(令和6年度~11年度)(案)</li> <li>4 杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画、第四期特定健康診査等実施計画(令和6年度~11年度)(案)</li> <li>4 杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画、第四期特定健康診査等実施計画(令和6年度~11年度)(案)(概要版)</li> </ul>
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 諮問事項の審議 令和5年度諮問第1号 出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の保 険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正について (2) 報告事項 杉並区国民健康保険第3期データヘルス計画等の策定状況について 3 その他 4 閉会

会長	定刻になりましたので、会を始めさせていただきます。
	私は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の会長をしております、杉並
	区民生委員児童委員協議会の玉村と申します。本協議会の円滑な運営と活発な
	ご議論をいただければと思っております。各委員の皆様、ご協力をお願いいた
	します。
	それでは、保健福祉部長からもご挨拶をお願いいたします。
保健福祉部長	保健福祉部長の井上です。本日は、土曜日のお忙しい中お集まりいただきま
	して、誠にありがとうございます。日頃より皆様方におかれましては、杉並区
	の国民健康保険事業の運営にご理解、ご協力を賜りまして感謝申し上げる次第
	でございます。
	本会につきましては、昨年度第2回の運営協議会を2月27日に開催いたしま
	して、それ以来となってございます。この間、委員20名のうち9名の方が新た
	に委員になられたということで、本日初めてお目にかかる方もいらっしゃいま
	すので、欠席の方も含めまして、名簿順にまずご紹介させていただきます。資
	料の3枚目の名簿を御覧いただければと思います。私から名前を読み上げます
	ので、申し訳ございませんが、出席の方はご起立をお願いいたします。
	(委員の紹介)
保健福祉部長	以上でございます。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。
	区のほうも人事異動がございましたので、出席者のご紹介をさせていただき
	ます。
	まず、私がこの4月から保健福祉部長となりました井上です。よろしくお願
	いいたします。
	それから、国保年金課長の井伊でございます。
国保年金課長	よろしくお願いします。
保健福祉部長	あと、国保年金課の職員も事務局として出席しておりますけれども、こちら
	のご紹介は省略させていただきます。
	さて、本日の運営協議会におきましては、産前産後期間の国民健康保険料の
	軽減措置についてご審議いただき、その後、杉並区国民健康保険第3期データ
	ヘルス計画等の策定状況についてご報告のお時間をいただきたいと考えてござ
	います。どうぞよろしくお願い申し上げます。
	以上でございます。
会長	ありがとうございました。

	それでは、最初に、本日の出席委員数の報告、委員定数などについて報告を
	お願いいたします。
国保年金課長	本日は、委員定数20名のところ16名のご出席をいただいており、杉並区国
	民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定する定足数を満たして
	おりますことをご報告いたします。
会長	ありがとうございます。
	それでは、配付資料の説明をお願いいたします。
国保年金課長	(資料の確認)
会長	よろしいでしょうか。
	それでは、本協議会の審議過程を議事録として記録する必要があるため、発
	言を録音させていただきますので、ご了承ください。
	また、ご発言の際には挙手をお願いいたします。私から合図をいたしますの
	で、机上のマイクボタンを押し、お名前を言っていただいてからご発言をお願
	いいたします。発言が終わりましたら、もう一度マイクボタンを押して終了し
	てください。
	それでは、さきに選出させていただいておりました会長職務代行委員が退任
	されておりますので、改めて選出いたします。
	なお、代行委員は、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4
	条により、公益を代表する委員のうちから選挙することになっておりますが、
	慣例により会長が指名するということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	では、異議がないということですので、会長職務代行委員には脇坂たつや委
	員をご指名いたします。脇坂委員、よろしくお願いいたします。
	次に、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則
	第9条による会議録への署名委員を決めたいと存じます。これにつきましても
	私から指名するということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議がございませんでしたので、私から指名させていただきます。
	私のほか、被保険者代表の安藤和博委員、被用者保険者代表の阿部光良委員
	にお願いいたします。
	それでは、議題の(1)「諮問事項の審議」に入らせていただきます。
	令和5年度諮問第1号「出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る

産前産後期間の保険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正について」 を上程いたします。

諮問内容につきましては、区からご説明願います。

## 国保年金課長

それでは、私から諮問事項についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

ご審議いただきます諮問事項は「出産予定又は出産した国民健康保険被保険 者に係る産前産後期間の保険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正に ついて」でございます。

改正の理由は、出産時における保険料負担の軽減を図るため、国民健康保険 法施行令が一部改正されたことにより、産前産後期間の保険料軽減について新 たに定める必要があるためでございます。

資料の「『出産被保険者の保険料減額』及び『出産保険者に関する届出』等についての具体的内容」を御覧ください。

まず、対象者は出産被保険者でございます。出産とは、妊娠 85 日以上の出産 を指し、死産・流産及び早産を含むものでございます。

次に、軽減の内容としまして、軽減される期間でございますが、出産被保険 者の出産予定日(出産後に申請する場合は出産の日)の属する月の前月(多胎 妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月まででございます。

次に、軽減対象となる保険料でございますが、出産被保険者に係る国民健康 保険料所得割額と均等割額について、先ほど申し上げました軽減される期間分 を軽減いたします。ただし、軽減後の世帯保険料が最高限度額を超える場合は 最高限度額を適用いたします。

次に、裏面を御覧ください。

保険料軽減の具体例を示しております。世帯保険料が53万8,164円、内訳のうち妻の保険料が13万2,025円である場合は、妻の保険料を12月で割りまして、1月当たり1万1,002円となります。この4か月分を世帯保険料で引きますと、軽減後の世帯保険料は49万4,156円となります。

こちらの申請に必要な書類は、母子健康手帳と産前産後期間に係る国民健康 保険料軽減届出書となり、申請見込み数は年間約250件を見込んでおります。

周知方法は、広報すぎなみ及び区公式ホームページ、また、窓口設置用チラシ、子育て便利帳への記事掲載などを予定しております。

必要となります財源の構成につきましては、国が2分の1、都道府県が4分

	の1、区市町村が4分の1となってございます。
	施行の時期は令和6年1月1日でございます。
	私からは以上でございます。
会長	それでは、ただいま説明のあった諮問事項について、ご質問、ご意見がござ
	いましたらお願いいたします。
委員	この軽減の内容は理解いたしました。対象者に関しては、所得制限はなく、
	出産をする方ということになって、その世帯のことになると思うのですけれど
	も、申請は自主申請ということになるわけですか。
国保年金課長	原則的には自分から申請をするという形になります。
委員	杉並区に対して母子手帳の手続をされると思うので、その際にご案内いただ
	いたりということは考えていらっしゃるのですか。
国保年金課長	母子手帳をお渡しするときに、一緒にチラシをお渡ししようと考えておりま
	す。
委員	分かりました。そうすると、周知は十分できると考えてよろしいですね。あ
	りがとうございます。
会長	ほかに質問はございませんか。
委員	3点お聞きしたいのですけれども、対象者については、いつから出産する予
	定または出産した方が対象となるのか。施行が令和6年1月1日ですけれども、
	その前後について、その期間を教えていただければと思います。
	あと、保険料を全納している方についてはその期間の保険料が還付されるこ
	とになると思うのですが、その辺りについての手続をお聞きしたいと思います。
	最後に、これは考えについてですけれども、会社員らが入っている健康保険
	は既に免除されていると思うのですが、一方で国民健康保険にはそうした対応
	がなかったものが今回から軽減が開始されるという理解でよいのか、その3点
	をお聞きして終わります。
国保年金課長	今のご質問ですけれども、まず、いつから対象となるかということですが、
	令和6年1月1日からの施行なので、今年の11月の出産予定の方から対象にな
	ります。
	次に、還付の件ですけれども、保険料を全納した場合、還付があるというこ
	とでこちらからご案内をいたします。
	3番目に、被用者の保険はそもそも免除があったけれども、国保はなかった
	ものが新しくできたかということについては委員のおっしゃるとおりでござい

	ます。
委員	多胎の方についてはもっと前倒しになるということですか。いかがでしょう
	カぇ
国保年金課長	多胎の場合は3か月前からなので、9月から対象になります。
会長	ほかにご質問はございませんか。
委員	この「出産とは」というところに「死産・流産及び早産を含む」と書いてあ
	るのですが、死産・流産した場合というのは、その月を出産予定月としてカウ
	ントするのでしょうか。
国保年金課長	そうですね。出産日です。
会長	では、最後に、ご意見がある方はいらっしゃいますか。
	ないようですので、これでお諮りいたします。
	令和5年度諮問第1号「出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る
	産前産後期間の保険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正について」
	を承認することに異議はございませんか。
	(異議なし)
会長	異議がないものと認め、令和5年度諮問第1号「出産予定又は出産した国民
	健康保険被保険者に係る産前産後期間の保険料の軽減に関する国民健康保険条
	例の一部改正について」につきましては、原案を適当と認める旨、区長に答申
	することといたします。
	それでは、事務局から答申文案の配付をお願いいたします。
	(答申文案配付)
会長	それでは、事務局から朗読願います。
国保年金課長	出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の国民健康
	保険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正について(答申)
	令和5年10月28日付け5杉並第40348号により、当協議会に対し諮
	問のあった「出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間
	の国民健康保険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正について」につ
	いて、下記のとおり答申します。
	記
	原案を適当と認める。
会長	答申文案に異議はございませんでしょうか。

	(異議なし)
会長	異議がないようですので、案のとおり答申書を区長へ提出いたします。
	以上で諮問事項の審議は終了いたしました。
	次に、議題の(2)「報告事項」になります。
	事務局から「杉並区国民健康保険第3期データヘルス計画等の策定状況につ
	いて」報告してください。
国保年金課長	それでは、私から報告事項についてご説明いたします。恐れ入りますが、着
	座にてご説明させていただきます。
	ご報告いたします案件は、「杉並区国民健康保険第3期データヘルス計画等の
	策定状況について」でございます。
	資料「第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画策定状況
	について」を御覧ください。
	このたび第二期データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画が令和
	5年度末に計画期間を終了することから、令和6年度以降の第三期データヘル
	ス計画及び第四期特定健康診査等実施計画を策定することとなりました。
	まず、計画の位置づけでございますが、データヘルス計画は、国民健康保険
	法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき策定し、特定健康診査等実
	施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定します。策定に当たっ
	ては、保険者として保健事業を総合的に企画し、より効率的かつ効果的に実施
	することができるよう、両計画を一体的に作成し、杉並区実行計画及び杉並区
	保健福祉計画との整合性を踏まえ策定します。
	計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間でございます。
	次に、計画の概要でございます。第三期データヘルス計画は、医療費や特定
	健康診査の結果等のデータを分析し、国民健康保険加入者の健康課題を明確化
	し、健康課題に対する保健事業を計画します。今回の第三期の特徴は、データ
	ヘルス計画の標準化を推進することでございます。共通の評価指標の設定、デー
	タヘルス計画のひな形が提供されるといった、国や東京都の手引きを踏まえて
	作成することとなっております。この標準化により、ほかの保険者との保健事
	業の比較の評価がしやすくなることとなり、PDCAサイクルに沿った、より
	効果的・効率的な保健事業を実施していくことが期待できるなどのメリットが
	ございます。第三期データヘルス計画はこの標準化に沿った構成になってござ
	います。

第四期特定健康診査等実施計画につきましては、計画の目的は特定健康診査・特定保健指導の効果的・効率的な実施でございます。内容としましては、目標値や実施方法等について定めております。データヘルス計画の章立ての第6章として策定することとしております。

今後のスケジュールでございますが、この後、保健福祉委員会に計画案を報告し、12月にパブリックコメントを実施いたします。それを踏まえ、計画を決定し、令和6年2月の保健福祉委員会で報告、3月に公表の予定となってございます。

次に、A3判の資料の計画の概要版を御覧ください。

本計画の目的は、国民健康保険加入者の「健康寿命の延伸」及び「医療費の適正化」でございます。

その下の緑でくくってあるところに「国民健康保険の状況」「健康寿命等の状況」「医療費の状況」を示しております。

国保加入者数の加入率や年間医療費総額は減少しているものの、1人当たり 医療費は増加しております。

右側の青枠のところは「生活習慣病の状況」「特定健康診査の状況」「健診結果(内蔵脂肪症候群)の状況」「生活習慣の状況」「後発医薬品の状況」を示しております。

最後に、右下の赤枠を御覧ください。

こうした状況から、1人当たり医療費の増、年齢の上昇に伴う生活習慣病の保有者が多いということが分かりました。健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図るためには、特定健康診査や特定保健指導を受け、自らが生活習慣を改善して、早期に生活習慣病の予防に努めることや、確実に治療につなげる等の重症化予防の対策が重要になってまいります。

また、医療費に直結している後発医薬品及び適正な受診・服薬についても取り組んでいく必要があります。そのため、特定健康診査事業、特定保健指導事業、医療機関受診勧奨事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、医療の適正化事業、後発医薬品差額通知事業、生活習慣病予防等啓発事業といった保健事業を実施することとしたところでございます。

私からは以上でございます。

会長	今のことについて何かご質問はございますか。
委員	直近の実績値がコロナ禍の3か年というところで影響を受けていると思うの

	ですけれども、その辺りをどのように評価されたのか確認して終わります。
国保年金課長	確かにコロナの影響というのがデータをこちらで分析しているときに出てき
	ているのは承知いたしておりまして、それも含めて、受診率はそこで少し落ち
	込んだりしております。ただ、少し回復傾向にはあるのかなと見ております。
委員	今の委員のご質問について、医療機関側の印象をお話しさせていただきたい
	のですが、2020年、2021年に関して、内科系医療機関、あるいは小児科系医療
	機関は社会保険の受診者が非常に増えました。国民健康保険の、特に高齢者の
	方たちの受診は控えられる傾向にあって、この表を見ても年間医療総額は減少
	しているのですけれども、1人当たり医療費が増加している状況になっていて、
	それが、私が今申し上げることが本当にそれにつながっているかどうか分から
	ないのですが、受診される方については医療費がかかっていて、受診されない
	方が増えていることで総額が減っているのではないかという印象を医療機関と
	しては持ちます。
	今年の5月以降、皆さん、自粛の生活が抜けたところで、体調不良を我慢し
	ていた方の受診がかなり増えてきておりますので、病状が悪くなっている方も
	多々見受けられます。そういう方たちに対してこれから適切な医療や治療とい
	うことになってくると、全体的には国保の支出が増えてくるのではないかとい
	う懸念は持っております。現場からの意見でございます。
会長	ほかにご意見、何かございますか。
	どうもありがとうございました。
	それでは、次第の(3)「その他」として、事務局から何かございますか。
国保年金課長	先ほど議事録署名委員に選任されました安藤委員、阿部委員には、議事録が
	完成しましたら事務局から依頼に伺いますので、署名をお願いいたします。
	また、次回の第2回運営協議会の開催予定ですが、令和6年2月の第4週、
	2月20日火曜日、21日水曜日、22日木曜日のいずれかの日に開催できたらと
	考えております。この辺りは区議会開催中の可能性が高いと思われますので、
	開催時間が午後7時からの開催を予定していただけたらと思いますので、よろ
	しくお願いいたします。
会長	これで、本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会はこれをもちまして
	閉会といたします。ご協力ありがとうございました。
国保年金課長	先ほどの委員からのご質問で、産前産後の保険料の軽減措置の多胎妊娠の場
	合ですけれども、同じく11月からです。申し訳ございませんでした。訂正いた
<u> </u>	

	します。
会長	ということですので、本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会はこれ
	をもちまして閉会といたします。ご協力ありがとうございました。